

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成23年2月4日付けで開示された保有個人情報のうち、〇〇〇〇担当部長の問題行動の事実と称する部分の全て及び評価の全て」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成23年7月11日付けで行ったその一部を不訂正とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- （1）申立人は、平成22年12月8日付けで、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- （2）実施機関は、平成23年2月4日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、開示決定及び部分開示決定を行った。
- （3）申立人は、平成23年5月13日付けで、条例第29条第1項の規定に基づき実施機関に対し、本件対象保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、平成23年7月11日付けで、条例第32条第1項の規定に基づき、本件処分を行った。
- （5）申立人は、平成23年8月31日付けで、実施機関に対し、削除を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （6）当審査会は、平成24年12月7日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受け、併せて、本件異議申立てについて、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- （7）当審査会は、平成25年2月15日付けで、申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- （8）当審査会は、平成25年6月26日、実施機関から意見聴取を行った。
- （9）当審査会は、平成25年7月24日、申立人から口頭意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(略)

4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件処分における一部訂正について

申立人からの平成23年5月13日付け訂正請求を受け、本件対象保有個人情報の内容について改めて確認を行ったところ、「〇〇〇〇担当部長の問題行動」という文書中の日付の一部に誤りがあった。そのため、平成23年7月11日付けで該当する日付2か所について保有個人情報の訂正決定を行った。

(2) 事実確認調査の実施について

当時の〇〇〇〇〇〇センターの所長以下7名に「〇〇〇〇担当部長の問題行動」の記載内容について事実確認などを行った結果、当該日付を除いては、その内容に誤りがないことが確認できていることから、その余の部分については訂正する理由がない。

5 審査会の判断

当審査会において、本件処分について申立人及び実施機関の主張を検討した結果、次のように判断する。

(1) 「評価」部分に係る訂正の可否について

申立人の主張は、「申立人の問題行動の事実と称する部分及び評価」の全ての削除であるが、事実と評価については当然に関連性があることから、「事実」部分と「評価」部分を分けて訂正の可否を検討する必要性はなく、総合的に判断を行う。

(2) 開示部分に係る訂正の可否について

本件対象保有個人情報のうち、開示部分全般について訂正が認めうるかを検討する。

ア まず、申立人に係る人事評価のおおもととなった〇〇〇〇〇〇センターにおける事実関係の部分については、実施機関が、本件訂正請求を受けて、当時の同センター所長等関係職員に事実確認の調査を実施しており、その結果、本件対象保有個人情報の内容に誤りがなかった旨を主張している。そこで、当審査会において、その調査の実施の状況等について、実施機関から詳細な聴取等を行ったところ、不自然又は不合理な点はなく、当時の関係職員に対し適切な調査が行われたものと思料された。

イ 次に、本件対象保有個人情報の性質から検討を加えることとする。

本件対象保有個人情報は、個々の職員の処遇を左右し、組織運営においても極めて重要な意味を持つ人事評価に係る情報に属することから、訂正を含めたその取扱いには特段の慎重な配慮を要するものと認められる。また、こうした人事評価に係る情報は、組織内で特に厳正さを求められる人事評価の手續に則って作成されたものであり、一定の合理性及び妥当性を保持しているものと推測される。しかも、本件については、一般的な人事評価のプロセスに加えて苦情処理手續をも経ており、その内容の適正さは、通常の人事評価に係る情報よりさらに厚く担保されているものとも考えられる。

したがって、こうした人事評価に係る情報としての性質を有する本件対象保有個人情報に安易に変更を加えることは、人事評価システムそのものへの信頼性及び人事評価手續の安定性を損なうことにもなるため、そこに記載された事実等を覆すには、相応の個々具体的な根拠が必要になると言わざるを得ない。しかるに、申立人から、そうした具体的根拠が示されているとは現状では言い難い。

(3) 申立人の主張について

申立人は、本件処分について、「事実無根、事実誤認に基づく個人情報」及び「事実・証拠の基礎を欠いた虚偽に基づく不利益処分」等と述べるが、いずれも、これらを根拠付ける具体的な事実の提示及び明確な説明がなく、本件処分が不当であることの理由として採用することはできない。

さらに、申立人は、「本件対象保有個人情報は法令に定めのない事務の遂行において保有された」等種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年月日	内 容

平成24年 12月12日	諮問を受ける（諮問第81号） 実施機関から理由説明書を受理
平成25年 2月15日	申立人から意見書を受理
平成25年 3月25日	審 議
平成25年 4月26日	審 議
平成25年 5月29日	審 議
平成25年 6月26日	実施機関からの意見聴取 及び 審議
平成25年 7月24日	申立人からの口頭意見陳述聴取及び審議
平成25年 10月17日	審 議
平成25年 11月11日	答 申